

平塚市特定生産緑地指定等の手引き

令和7年（2025年）1月

平塚市まちづくり政策課

<申請様式・記入例>

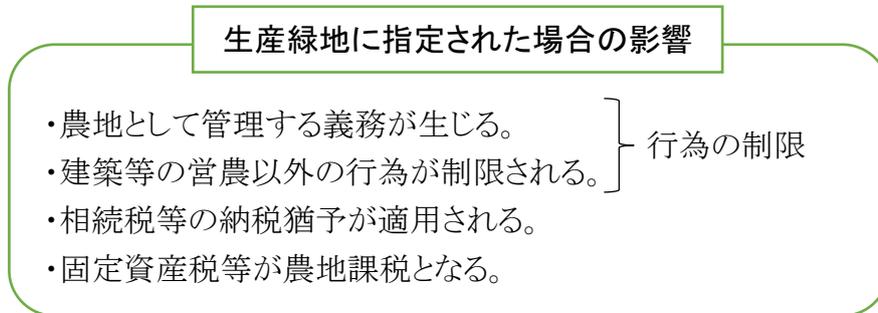
	ページ (P)
(第1号様式) 特定生産緑地指定申出書	15
(第2号様式) 申出生産緑地明細書	16
(第3号様式) 特定生産緑地指定同意書	17
(第4号様式) 特定生産緑地を希望しない旨の申出書	18
(参考様式) 委任状	19
(様式第10-2号) 生産緑地買取申出書	20
生産緑地地区指定解除確認書	22
【記入例】	23

1. 趣旨

この手引きは、生産緑地の都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過する日(以下「申出基準日」という。)が近く到来する生産緑地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)に基づく特定生産緑地の指定等に関し、手続きの方法などの必要な事項をまとめたものです。

2. 生産緑地制度の概要

市街化区域内にある農地について、生産緑地の指定の要件に該当する場合には、生産緑地に指定することができます。生産緑地に指定された農地については、次のような影響が生じます。



生産緑地に指定した場合、原則として30年間は上記の影響が継続します。

指定から30年が経過した後は、営農を継続するかどうかを選択し、営農をしない場合には、市へ生産緑地の買取り申出を行うことができます。

買取り申出がされた生産緑地は、市で買取りをするかの検討をし、買取らない場合には、次に農業に従事することを希望する方へ取得のあっせんを行います。取得のあっせんも不調となり、買取り申出があった日から3ヶ月以内に協議が整わない場合には、行為の制限が解除され、生産緑地を廃止します。行為の制限が解除されると、生産緑地の宅地化等を行うことができます。

